

令和 6 年度

第 2 回

第 55 回岡山市都市計画審議会議事録

令和 7 年 3 月 24 日開催

第55回 岡山市都市計画審議会議事録（令和6年度第2回）	
1 日 時	令和7年3月24日（月）午前10時00分 開会 午前10時16分 閉会
2 場 所	岡山市役所本庁舎 7 階大会議室
3 出席委員	18名
4 事 務 局	都市整備局 都市・交通部 都市計画課 都市整備局 都市・交通部 庭園都市推進課 政策局 政策部 事業政策課
5 議 事	第1号議案 岡山県南広域都市計画公園の変更について （8・5・岡5 烏城公園）
6 傍 聴 者	0 人

	【開会】 午前10時00分
事務局	【挨拶】
	【定数確認】
会長	【会議の公開の決定】
	【署名委員指名】
事務局	説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、右肩に議案書と記載しております資料をご覧ください。 1枚めくっていただきまして、目次をお願いいたします。 先ほど会長からご説明をいただいたとおり、本日は議案1件をご審議いただく予定としております。 なお、次のページ以降に議案書をおつけしております。 それでは、第1号議案岡山県南広域都市計画公園の変更について説明させていただきます。 説明の資料ですが、右肩に説明資料第1号議案と記載しておりますものをご準備いただけますでしょうか。 このたび、都市計画公園である烏城公園の都市計画の内容を一部変更することとしたため、都市計画法に基づき、本審議会に付議させていただくものでございます。 表紙をめくっていただきまして、資料1ページ、左上の1、都市計画変更の計画書、こちらをご覧ください。 このたび変更を決定しようとする都市計画公園の内容をお示ししております。都市計画公園として定める事項は、公園の種別、名称、位置、面積及び区域となっております。 続きまして、下の2、新旧対照表をご覧ください。 現在の決定内容ですが、種別は一般公園、名称は5・5・岡1烏城公園、位置は岡山市内山下、面積は約22.6ヘクタールとなっております。これを変更後は、種別を特殊公園に、名称を8・5・岡5烏城公園に、位置を岡山市北区出石町一丁目を含みます資料記載のとおり、また面積を約22.8ヘクタールに改めようとするものでございま

	す。 なお、区域につきましては後ほど説明させていただきます。 続きまして、同じページ右側、3、変更理由、こちらをご覧ください。 烏城公園は、岡山城を中核とするカルチャーゾーンに位置する公園であり、町の歴史、伝統、文化を伝えるシンボルとして、また憩いの場として、広く市民に親しまれております。当該公園は、昭和23年に都市計画決定をした後、昭和36年に現在の区域に変更し、昭和44年に公園種別を一般公園として定めるなどして現在に至っております。 このたび、岡山城の城郭内に位置する市有地、旧内山下小学校跡地のグラウンド部分、岡山市民会館跡地、旧NHK岡山放送会館跡地について、令和5年3月に策定した整備方針に基づき、岡山城西の丸周辺広場整備として、歴史、文化を生かした憩いとにぎわいの拠点となるオープンスペースを整備することといたしました。このたびの都市計画の変更は、この岡山城西の丸周辺広場整備を契機に、岡山城周辺の一部を歴史が感じられる公園として整備することとし、都市計画公園の種別を一般公園から特殊公園に変更するとともに、旧内山下小学校跡地のグラウンド部分と旧NHK岡山放送会館跡地を当該公園区域に追加しまして、あわせて一般公園として運動広場等の整備を予定していた南側の一部区域につきましては歴史公園として整備する予定がないことから、当該公園区域から除外しようとするものでございます。また、位置につきましては、現在の住居表示に合わせて変更を行おうとするものです。 続きまして、4、手続の流れをご覧ください。 昨年8月に市議会の都市・環境委員会にて、都市計画変更に関する手続着手の報告を行った後、11月に原案の公告、縦覧を行いました。その際に公述申立書及び意見書の提出はありませんでしたので、公聴会は中止しております。 その後、計画案を作成し、本年1月に案の公告、縦覧を行いました。こちらについても、意見書の提出はございませんでした。
--	---

	今後の予定でございますが、本日の審議会でご承認をいただければ、岡山県知事協議を経まして、都市計画の決定へと手続を進めることとしております。 2ページをご覧ください。 こちらは総括図となります。 3ページをお願いいたします。 こちらは計画図となります。赤で囲まれた範囲が、都市計画を変更決定する区域となります。 4ページをご覧ください。 こちらに新旧対照計画図をおつけしております。赤で示した箇所が今回新たに追加しようとする区域、黄色で示した箇所が今回削除しようとする区域でございます。 資料の説明は以上となります。
会長	ありがとうございます。 それでは、今説明していただいた内容につきましてご意見、ご質問ございましたら挙手にて発言していただければと思います。何かございますでしょうか。
委員	はい、じゃあお願いします。 ご説明ありがとうございます。 念のためというか、確認なんですけど、この変更によって加えられるところと除外されるところで、土地の利用の自由度はどうなるのでしょうか。今の資料の中の理由の中にはそういったことが書いてなかったように思うんですが。
事務局	制限のこと、都市計画上の制限ということでよろしいでしょうか。 都市計画施設、都市施設の区域を定めた場合は、都市計画上の制限というものが法律上ございます。今回であれば、公園区域になってる箇所というのは、法に基づいて、2階建ての建物までしか建てれないということがあったりとか、あと木造とか鉄骨という比較的簡易な建物でなければならないということになります。それを超えた、例えば高層ビルだとか鉄筋コンクリート構造のものにするだとか、そういった

	ものを建てるということになりましたら、この区域、都市計画決定した区域では建物が建てれないと。実際に建築物を計画される折には許可申請というものをいただいて、こちらで内容を審査させていただいて、法に基づいて許可できるものどうか判断をさせていただいて許可をさせていただいて、許可を受けた上で建築工事の計画に入っていたくということになっています。 逆に、削除する区域というのは都市施設としての区域ではございませんので、そういった規制というものはございません。ただ、各種法律は当然ございますので、削除した区域、それから都市施設の区域外においてもいろいろ様々な法律に基づく規制を守っていただきながら建築の計画であったりということをしていただくということになります。 以上です。
会長	ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
会長	それでは、ほかにご意見もないようですので、審議についてはこれで終了させていただき、決を採りたいと思います。 第1号議案岡山県南広域都市計画公園の変更について、当審議会として原案のとおり承認することに賛成の方は挙手にて意思表示をお願いいたします。 〔賛成者挙手〕
会長	ありがとうございます。本案件は全会一致で原案のとおり承認するものとしたと思います。ありがとうございました。 以上で本日の案件の審議は終了いたしましたので、進行を事務局にお返ししたいと思います。
事務局	ありがとうございました。 ただいま会長よりご説明いただきましたとおり、本日の予定はこれで全て終了いたしました。 本日は、円滑な議事の進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

それでは、これをもちまして第55回令和6年度第2回岡山市都市計画審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。

午前10時16分

【閉会】